職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和2年10月

宮城県人事委員会



宮 人 委 第 2 1 3 号 令和 2 年 1 0 月 3 0 日

宮城県議会議長 石川 光次郎 殿宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県人事委員会 委員長 千 葉 裕 一

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条及び第14条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報告

別紙第1

報告

本委員会は,職員の給与の実態を把握するとともに,民間事業所の従業員の給与,生計費など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第9号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第10号)に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、 本年4月1日現在で「令和2年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,261人(一般行政職員5,882人,警察官3,792人,教諭等10,929人,研究員等288人,医師・薬剤師等370人)で、平均給与月額(給料月額,給料の調整額,教職調整額,義務教育等教員特別手当,扶養手当,地域手当,住居手当,管理職手当,単身赴任手当(基礎額),初任給調整手当,特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。),へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び寒冷地手当(年間支給額を12で除して得た額)の合計をいう。以下同じ。)は389,935円(うち平均給料月額345,851円)となっている。

これら全職員の平均年齢は42.0歳,平均経験年数は20.3年となっており,また,男女別構成は男性63.2%,女性36.8%,学歴別構成は大学卒77.5%,短大卒4.2%,高校卒18.3%,中学卒0.0%であり,平均修学年数は15.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額は361,661円(うち平均給料月額324,452

円)となっている。

Ⅱ 民間給与の状況

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の971事業所(「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業)のうちから、258事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く218事業所について、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施することとした。

なお,本年は,新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み, 病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は、85.5%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の特別給の状況を反映したものといえる。

他方,月例給に関する調査については,調査員に感染予防対策を徹底した上で,8 月17日から9月30日までの期間で実施することとした。この調査では,公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種及び研究員,教員等の32職種について,本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階,学歴,年齢等を調査している。

2 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、

ベースアップを実施した事業所の割合は32.8% (昨年39.0%)で、昨年に比べ6.2ポイント減少している。ベースダウンを実施した事業所は0.7% (昨年0.5%)となっている。

また,別表第3に示すとおり,一般の従業員(係員)について,定期昇給を実施した事業所の割合は,84.5%(昨年92.3%)で,昨年に比べて7.8ポイント減少している。 昇給額については,昨年に比べて増額となっている事業所の割合は19.2%(同29.9%),減額となっている事業所の割合は7.5%(同4.2%)となっている。

Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

1 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給(ボーナス)の昨年8月から本年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果,別表第4に示すとおり,当該期間において民間事業所で支払われた特別給は,平均所定内給与月額の4.46月分(昨年4.50月分)に相当しており,職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給を0.04月分上回っていた。

2 月例給

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、 公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の常勤の従業員について、主な給与決定 要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与 額(公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の 月額を減じた額)を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて精密に比較(ラスパイレス方式)を行ってきている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

Ⅳ 物価及び生計費等

総務省統計局調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較し、仙台市は

0.5%,全国では0.1%の上昇となっている。

また,本委員会が,同局の「家計調査」を基礎として,仙台市における本年4月の標準生計費を算定したところ,2人世帯で164,565円,3人世帯で187,865円,4人世帯で211,166円となっている。

「一般職業紹介状況」(厚生労働省)による本県の本年4月の有効求人倍率は,1.33倍(季節調整値)となっており、昨年4月と比べて0.34ポイント減少している。

V 人事院の給与に関する報告、給与改定に関する勧告及び公務員人事管理に関する報告 の概要

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告・勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その 変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有 するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢 等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%)

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

O 民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.50月)

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.25 月 (現行1.30月)
	勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (改定なし)
3年度	期末手当	1. 275月	1. 275月
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定 行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〔対前年 △2,255円、△0.2歳〕

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の 確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働き かけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員 も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう 措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。 人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就 職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係 各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員 のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況 を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要 柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラの防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント 相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。 公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための 措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

νι むすび

1 給 与

(1) 特別給

イ 改定の基本方針

前記Ⅲの1のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間 事業所の特別給の支給割合を0.04月分上回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

ロ 改定すべき事項

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月とする。今年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

(2) 月例給

前記Ⅲの2の方法により算出した公民較差に基づき、必要な報告及び勧告を行う こととする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた人事運営

東日本大震災から9年半が経過し、本県は「宮城県震災復興計画」の最終年度を迎え、これまでの取組によって、生活に密着したインフラの整備や災害に強いまちづくりなど、多くの地域で事業が完了している。一方、心のケアやコミュニティ再生支援といった取組については、今後も中長期的な対応が必要となり、国において来年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置付けられたところである。

加えて,近年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの新たな行 政課題への対応が喫緊に必要となるなど,多様化・困難化する行政ニーズに対して, 職員は県民の期待に応えるべく懸命に取り組んでいる。

こうした状況を踏まえ、本県では来年度からの次期総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」を策定することとしており、その実現に向け、効率的で質の高い行政サービスを継続して提供するためには、創造性豊かで自律的な職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことが重要である。今後も引き続き、「みやぎ人財育成基本方針※」に基づく人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、職員の年齢や経験年数といった職員構成に留意しながら、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていくことが必要である。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産で ある職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 多様で有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

今後,本格化すると見られる人口減少社会を見据えた数多くの課題に対応し、県 勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない 信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力のある、多様で有為な 人材を確保することが必要である。

本年の採用試験については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、5月に実施を予定していた警察官A採用試験の第1次試験を6月に延期するとともに、 各試験において、感染防止対策を講じながら、適正かつ公正に実施しているところである。

職員の採用に当たっては、従来から職員採用試験(大学卒業程度)等の第1次試験を東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における最終合格者は全体の約2割程度で推移するなど一定の成果が得られている。

また、令和元年度からは、警察官A採用試験を5月と9月の年2回実施している ほか、職員採用試験(大学卒業程度)において、昨年度から技術系職種の第2次試 験の専門試験(短答式)を論文試験に変更するなど、応募者の確保に努めていると ころである。

一方, 土木職は, 依然として必要人員の確保が難しい状況であり, 民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を継続して実施しているところである。

さらに、国では、いわゆる就職氷河期世代の支援に今年度から令和4年度までの3年間取り組むこととしており、本県においても任命権者からの要請に基づき、新たに就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を、本年12月から来年1月にかけて実施することとしている。任命権者においては、当該採用者の多様な知識や経験を生かせるような職員配置及び人材育成に十分配慮することが必要である。

近年,受験対象年齢人口の減少や民間企業等の活発な採用動向等を背景に,全体的な応募者の減少傾向が顕著である。加えて働き方改革の目指す多様な就労形態やワーク・ライフ・バランスの実現への社会的な関心が高まっており,公務の魅力を

より積極的に発信していくことが必要となっている。

こうした状況も踏まえ、多様な経歴、資質を有する職員を採用する仕組みや職員 の様々な働き方に対応できる制度の検討など、職員が公務の魅力ややりがいを十分 に感じながら働くことのできる職場環境づくりを通じて、将来にわたる県組織の活性化に取り組む必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく本県の特定事業主行動計画における目標数値のうち、職員採用試験受験者等の女性割合が令和元年度実績で初めて目標である40%を達成したところであり、今後も目標の着実な実現に取り組む必要がある。また、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と多様な職務経験を通じた能力開発等に取り組み、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

なお,国では「経済財政運営と改革の基本方針2020」において,配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの検討など,男性の育児休業取得を一層強力に促進するとしていることから,今後国の動向を注視するとともに,女性の活躍を後押しするような周辺環境の整備に努める必要がある。

障害者雇用の推進については、これまで身体障害者のみを対象とした採用選考考査を実施してきたが、昨年度から精神障害者や知的障害者も受考できるように応募資格要件の見直しを行ったところである。

任命権者においては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の適切な運用に努めるとともに、引き続き本委員会と任命権者が連携し、合理的配慮の下、意欲と能力を有する障害者の雇用と能力開発に当たっての職域、職種、業務等の把握・用意等の取組を適切に進めていく必要がある。

なお、来年3月以降には、障害者の法定雇用率が0.1%引き上げられることから、 任命権者においては、障害者の雇用の確保に一層努めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は,職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し,効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり,制度として定着してきているところである。

現在,政府において「人事評価の改善に向けた有識者検討会」が設けられ,時代の変化も踏まえた新たな人事評価制度の在り方やそのための改善策等について検討が始まっており,これと並行して人事評価結果を任用,給与等に適切に反映するための措置についての検討も行われていることから,国の動向を注視していく必要がある。

職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、職員の士気や組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。今後とも任命権者及び評価者においては、この点について理解を深め、適切な人事管理を実践していくことが求められる。

なお、人事評価のプロセスは個々の職員のモチベーションを高め、意欲ある優秀な人材の育成と組織のパフォーマンスの更なる向上につながる有効な手段となることから、この機会を活用して、職員とのコミュニケーションを一層深めていくことが求められる。

(4) 定年の引上げへの対応

本年3月,地方公務員の定年を段階的に65歳に引き上げ,「役職定年制」,「定年前再任用短時間勤務制」等を導入する地方公務員法の改正案が国会に提出され,継続審議とされている。今後の国家公務員法改正の状況を含め,国の動向を注視するとともに,本県の状況を踏まえて制度設計等の検討を進め,適切に対応していく必要がある。

また、段階的な定年の引上げ期間中は再任用制度が存置されることとなるため、 引き続き再任用制度及びその運用の課題について、本県の職務や任用の実態に即して検討していく必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 新型コロナウイルス感染症及び大規模自然災害に係る勤務環境の整備

新型コロナウイルス感染症は、今や社会生活全体に大きな影響を及ぼしているが、 感染が国内で確認されて以降、目まぐるしく状況が変化し、感染拡大防止と行政機 能維持を両立するための勤務環境の整備が急務となった。

そのような中、本委員会では、職員や家族が感染又はその疑いがある場合や、学

校等の一斉休業により、職員が子の世話をする必要がある場合など、様々な場面を 想定しながら、特別休暇等の制度を適切に運用し、職員が安心して職務に取り組む ことができる勤務環境の整備を図ってきたところである。

また、県内に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風への対応に際しては、 夜間・休日を含めた被災市町の支援業務などもあり、職員の負担の増加が懸念される中、本委員会においては、週休日の振替期間の延長を承認し、職員の勤務時間が 適正に管理されるように対応してきたところである。

本委員会としては、こうした事態に対応するため、今後も随時必要な措置を講じていくが、各任命権者においても、緊急的な状況下で、行政機能に支障を来すことなく勤務環境を維持することができるよう、適切に対応していくことが求められる。

(2) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

職員の長時間にわたる時間外勤務については、健康面やワーク・ライフ・バランスへの影響の観点から、重要な課題としてこれまでも言及してきたところであった。 昨年4月からは、より適切な勤務時間の管理を図るため、国に準ずる形で時間外勤務の上限規制に係る制度を導入したところである。

令和元年度における職員全体の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均16.8時間で、昨年度に比べて3.4時間増加しており、月80時間を超える時間外勤務を行った職員(教育職員を除く。)の割合も大幅に増加している。これらは、令和元年東日本台風や、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大といった、全庁規模で長期間にわたって対応しなければならない業務が発生したことなどが影響を及ぼしていると考えられる。

過重な時間外勤務は、職員の健康管理上の大きなリスクにつながるものであり、 今後の勤務時間の管理に当たっては、昨年導入した上限規制に係る分析・検証を行った上で、時間外勤務の縮減に向けた対策を強化していく必要がある。

また、県教育委員会の調査結果によると、県立学校において正規の勤務時間外における在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合について、これまでは全教職員の4分の1を超えていたところ、昨年度は4分の1を下回り改善傾向にはあるが、教職員の長時間勤務が解消されたとはいえず、依然として大きな課題となっている。

こうした中で、県教育委員会では、教職員の在校等時間の上限を規定する「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年宮城県教育委員会規則第4号)」を制定し、本年4月から施行されているところであるが、今後は、同規則を適切に運用しながら、教職員の勤務時間の適正な管理を実現していくことが求められる。

各任命権者においては、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進のため、時間外勤務の縮減のほか、時差勤務制度や朝型勤務の実施など、柔軟な働き方が可能になる体制の構築に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、在宅勤務やサテライトオフィス勤務、ウェブ会議等、新たな勤務形態も実践されているところである。

社会全体において働き方改革が進められる中、今後も引き続きこれらの制度の本格導入に向けた検討に加え、更に多様で柔軟な働き方の推進に向け、国や他県において導入されているフレックスタイム制についても、積極的に検討を進めていくことが求められる。

なお、本年9月には、本県において、「みやぎデジタルファースト宣言」が発表され、行政運営を含めた県民生活全般のデジタル化に積極的に取り組む姿勢が打ち出されたところであるが、こうした行政運営の効率化に係る動きと合わせて、職員の働き方改革や働きやすい環境づくりに向けた取組を一層加速させていくことが期待される。

メンタルヘルスについては、昨年度から続く自然災害や新型コロナウイルス感染 症への対応のための業務増加等もあり、職員の疲労や精神的なストレスの蓄積が懸 念されるところである。

精神疾患を起因とする病気休職職員数及び病気休暇取得職員数は増加傾向にあり、また、各任命権者が設ける相談窓口におけるメンタルヘルス関係の相談件数も 年々増加している。

こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、ストレスチェックの活用促進や相談体制の充実等により、メンタル面の支援を必要としている職員に対して、十分な支援が行われるよう積極的に取り組む必要がある。また、管理監督者には、日頃から、メンタルヘルスを含めた職員の健康状態に応じた、適切な配慮や支援の実践が強く求められる。

職員の健康管理に当たっては、職員が計画的に休暇を取得し適度に休養することは、心身の健康保持にとって不可欠である。

年次有給休暇の取得状況については、取得日数が5日以下の職員の割合が年々減少するなど、以前に比べて改善傾向にあるが、一方で、時間外勤務が増加している状況をみれば、職員への負担が増加していることもうかがわれることから、管理監督者は、各職員の勤務実態や健康状態を十分に考慮しながら、今後も、休暇を取得しやすい環境づくりを進め、職員の健康保持に一層努めていくことが求められる。

(3) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進む現代社会においては、年齢や性別などにかかわらず、全 ての人がそれぞれの立場で社会に参画し、活躍できる環境の整備が重要であり、本 県においても、職員が、それぞれのライフスタイルを大切にしながら仕事との調和 を図るワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。特に、育児や介護等と 仕事の両立については、国や他都道府県、民間企業等の動向や、職員による利用状 況等を踏まえながら、随時、制度の見直し・拡充等を進めてきたところである。

また、少子化対策の推進や働く個人のワーク・ライフ・バランスの重要性が増す中、これまで取り組んできた両立支援に加え、不妊治療と仕事の両立が課題となっており、その支援に対する社会的な要請はこれまで以上に高まっている。本県としても、こうした社会状況を踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境づくりを実現するため、具体的な対応の検討が必要である。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、必要な制度の整備とともに、職場全体での制度趣旨に対する理解が不可欠であり、各任命権者においては、今後も、職員の支援ニーズに応じたきめ細かな制度の見直し等を進めていくとともに、各種支援制度を利用しやすい職場づくりに向けて、制度の周知や普及啓発にもより一層取り組んでいく必要がある。

(4) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に携わる者としての自覚や使命感、倫理観を保持し、常に気を引き締めて、自らの行動を律しながら、日々の職務に当たることが求められる。

令和元年度においては、県全体で15人の職員が懲戒処分を受けている。処分人数

全体としては減少傾向にあるが、一方で「免職」処分となった事案はむしろ増えており、内容としても、未成年者へのわいせつ行為や生徒への傷害、飲酒運転など、社会的な影響が大きく、極めて悪質なものが目立つ。一部の職員によるものとはいえ、こうした重大な不祥事事案が後を絶たない状況は、公務員として本来求められる規範意識や遵法意識の欠如が疑われ、ひいては県政全体への信頼を失いかねない事態である。

各任命権者においては、こうした状況を踏まえ、不祥事事案の防止に向けて、改めて組織全体としての服務規律の確保や法令遵守の徹底に取り組む必要がある。

また,近年,本委員会に対する職員からの苦情相談において,いじめやハラスメント関連の相談が増加傾向にあり,各任命権者に対しては,相談体制の充実を含めた職場環境の改善や意識啓発などの対策を求めてきたところである。その中で,本年6月には,企業や国における各種ハラスメント防止対策に係る関連法や人事院規則が施行されるなど,職場でのハラスメント防止に対する社会的な要請はこれまで以上に高まっている。

本県においては、「ハラスメントの防止に関する要綱」等に基づき、従前からハラスメント防止に向けた取組を実施しているところであるが、各任命権者においては、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠、出産、育児又は介護など、ハラスメントが多様な要因により起こり得ること、また、各種ハラスメント行為が、職員の健康保持や職場全体の公務能率の維持にも悪影響を与えるものであることを認識した上で、全ての職員が安心して働くことができる健全な職場環境づくりに、更に積極的に取り組んでいくことが求められる。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、「宮城県震災復興計画」の最終年度、東日本大震災からの復旧・復興の総仕上げと復興計画期間後の取組を見据えた1年となり、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中で、職員は、それぞれの分野において、不断の努力

を重ねている。加えて職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強 い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

職員に対する適正な給与の支給は、公務員給与に対する県民の信頼を確保するとと もに、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

ついては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告とおり実施されるよう要請する。

県職員の給与等 別表第1

区 分 給料表	職員数	平均年齢	平 均 解 年 数	職 1人当たり 給 与 月 額	左のうち給料月額
行 政 職	人 5, 882	歳 41.2	年 20.5	円 361,661	円 324, 452
公 安 職	3, 792	37. 1	16. 3	357, 457	323, 143
教育職(高校等)	4, 415	45. 3	23. 0	431, 397	376, 891
教育職(中・小)	6, 514	43. 2	20. 9	406, 826	358, 155
研 究 職	288	43. 0	20. 3	384, 446	343, 331
医療職 (医師等)	21	41.6	18. 3	816, 712	448, 214
医療職 (薬剤師等)	252	41.8	19. 1	367, 013	330, 540
医療職 (保健師等)	97	39. 3	16. 6	336, 187	317, 230
全 職 種 (A)	21, 261	42. 0	20. 3	389, 935	345, 851
平成31年4月(B)	21, 376	42. 2	20. 5	391, 506	347, 049
増減(A)-(B)	△ 115 [△ 0.5]	△ 0.2	△ 0.2	\triangle 1, 571 $[\triangle$ 0. 4]	△ 1, 198 [△ 0. 3]

⁽注) 1 「職員1人当たり給与月額」欄は、令和2年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の 調整額, 教職調整額, 義務教育等教員特別手当, 扶養手当, 地域手当, 住居手当, 管理職手当, 単身赴任手当(基礎額), 初任給調整手当, 特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。), へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び寒冷地手当(年間支給額を12で除 して得た額)を含む。

[「]増減(A)-(B)」欄の[]内は,平成31年4月と対比した増減率である。 地方公務員法第28条の4第1項等の規定により採用された職員(再任用職員)及び一般 職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員(特定業務等従事 任期付職員) は含まない。

別表第2 民間における給与改定の状況

別表第2	民間における	民間における給与改定の状況				
役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ヘ゛ースタ゛ウン	ベースアップ 慣行なし	
係	員	32.8 [39.0]	15. 1 [13. 8]	0. 7 [0. 5]	51. 5 [46. 7]	
課	長 級	22. 6 [27. 7]	14. 4 [14. 9]	0. 7 [0. 5]	62. 3 [56. 9]	

⁽注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における定期昇給の実施状況

別表第3 民間における定期昇給の実施状況 ((単位:%)	
項目定期昇給制度あり							
	定期昇給実施 定期昇給					定期昇給 制度なし	
役職段階			増額	減額	変化なし	中止	114,700
係 員	88. 2	84. 5	19. 2	7.5	57.8	3.7	11.8
(不) 其	[92.3]	[92. 3]	[29.9]	[4. 2]	[58. 2]	[0.0]	[7. 7]
課長級	77. 3	73. 5	15. 7	8.8	49. 0	3.8	22. 7
床文拟	[84. 6]	[84. 6]	[28. 4]	[4.9]	[51. 2]	[0.0]	[15. 4]

⁽注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離す ることができない事業所を除いて集計した。

^{2 []}内は、平成31年調査の結果である。

^{2 []}内は、平成31年調査の結果である。

別表第4 民間における特別給の支給状況

73 X 7 2014 1 - 00 . 7 & 1473 1414 0 × 744 1 × 700					
項 目	区 分	事務・技術等従業員			
平均所定内給与月額	下半期(A1)	368, 587円			
十均別足內和子方領	上半期(A2)	357, 458円			
性別公の古公妬	下半期(B1)	815, 638円			
特別給の支給額	上半期(B2)	802, 565円			
特別給の支給割合	下半期 (<u>B1</u>)	2.21月分			
付別和少人和司石	上半期 (<u>B2</u>)	2. 25月分			
年間の) 支給割合	4. 46月分			

[[]備考] 県職員の場合, 現行の年間支給月数は, 4.50月である。

⁽注)下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月まで の期間をいう。

勧告

別紙第2

勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第9号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第10号)を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和2年12月期の支給割合
 - イ ロ以外の職員(再任用職員を除く。) 期末手当の支給割合を1.25月分とすること。
 - ロ 特定幹部職員(再任用職員を除く。) 期末手当の支給割合を1.05月分とすること。
- (2) 令和3年6月期以降の支給割合
 - イ ロ以外の職員(再任用職員を除く。)
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。
 - ロ 特定幹部職員(再任用職員を除く。)
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和 2 年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.65月分とすること。
- (2) 令和3年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和 2 年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.65月分とすること。
- (2) 令和3年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

参 考 資 料

目 次

第1	部職	議員給与関係資料	
	令和2	年職員給与実態調査の概要	1
	第1表	給料表別適用職員数	2
	第2表	給料表別給与月額等	4
	第3表	給料表別,級別平均給料月額等	6
	第4表	給料表別,級別,号俸別職員数	8
	第5表	給料表別,級別,年齡別職員数	18
	第6表	給料表別,級別,経験年数別職員数	22
	第7表	給料表別,学歴別,性別職員数	26
	第8表	給料表別,扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
	第9表	給料表別住居手当支給額等の状況	30
	第10表	給料表別,通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
	第11表	再任用職員の適用給料表別,級別職員数	36
	第12表	特定業務等従事任期付職員の適用給料表別,級別職員数	37
第2	部 民	間給与関係資料	
	令和2	年職種別民間給与実態調査の概要	39
	第13表		40
	第14表		41
	第15表	民間における家族手当の支給状況	41
	第16表	民間における扶養家族の構成別支給状況	41
	第17表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	42
	第18表	民間における定年制の状況	43
	第19表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由と	
		した給与減額の状況	43
	第20表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額して	
		いる事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	43
第3	部 生	計費関係資料	
	第21表	仙台市における費目別,世帯人員別標準生計費	45
第4	部 労	働経済関係資料	
	第22表	労働経済指標	46

第21表及び第22表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が令和2年10月16日(金)現在で公表しているものを使用した。

第1部 職員給与関係資料

令和2年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和2年4月1日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表(行政職給料表,公安職給料表,教育職給料表(一),教育職給料表(二),研究職給料表,医療職給料表(一),医療職給料表(二),医療職給料表(三))の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、単純労務職員、特定任期付職員、会計年度任用職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。
 - ① 組合専従休職職員
 - ② 臨時的任用職員
- (2) 調査対象の職員のうち、再任用職員(短時間勤務職員含む)、特定業務等従事任期付職員(注)については、給与に関する調査(第1表から第10表)には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。
 - (注) 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の 任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規 定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢,性別,学歴,経験年数,適用給料表,級,号俸別職員数,給料月額及び諸手当等 について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中·小)	研究職
知事部局	人 3,997	人	人	人	人 237
警察	528	3,792			18
教育委員会	477				33
高等学校等	410		4,415		
中•小学校	382			6,514	
その他	88				
計	5,882	3,792	4,415	6,514	288
比 率	% 27.7	% 17.8	% 20.8	% 30.6	% 1.4

適 用 職 員 数

医療職(医師等)	医療職(薬剤師等)	医療職(保健師等)	計	比 率
人	人	人	人	%
21	217	97	4,569	21.5
			4,338	20.4
	2		512	2.4
	12		4,837	22.8
	21		6,917	32.5
			88	0.4
21	252	97	21,261	100.0
0.1	% 1.2	0.5	100.0	

衣			給	料 表	別給
給与月額	新 料 表	行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)
職	員 数	5,882 人	3,792	4,415	6,514
給	料 総 額	1,908,427,300 円	1,225,356,800	1,663,974,900	2,333,023,600
給 料	の 調 整 額 総 額	1,143,400 円	168,300	14,375,761	8,146,297
教 職	調整額総額	円		63,563,600	82,586,700
義務教	育等教員特別手当総額	円		25,321,600	37,492,300
扶 養	手 当 総 額	47,685,500 円	46,166,000	42,383,500	43,179,000
地 域	手 当 総 額	72,565,592 円	46,459,552	46,321,254	39,915,409
給	与 小 計	2,029,821,792 円	1,318,150,652	1,855,940,615	2,544,343,306
そ住	居 手 当 総 額	39,808,900 円	17,963,300	30,862,400	45,648,700
	理 職 手 当 総 額	49,991,700 円	8,234,200	12,013,700	38,242,500
の単身	/赴任手当(基礎額)総額	2,700,000 円	7,770,000	630,000	3,810,000
他初作	壬 給 調 整 手 当 総 額	47,200 円			
手 特 均	也勤務手当等総額	43,656 円	397,473	75,410	
	き 地 手 当 等 総 額	506,403 円			8,398,669
当 寒	☆地手当(1/12)総額	4,377,156 円	2,962,952	5,100,765	9,613,307
給	与 合 計	2,127,296,807 円	1,355,478,577	1,904,622,890	2,650,056,482
給	料 月 額	324,452 円	323,143	376,891	358,155
給	料 の 調 整 額	194 円	44	3,256	1,251
職教	職調整額	円		14,397	12,678
義務	S 教育等教員特別手当	円		5,735	5,756
員 扶	養手当	8,107 円	12,175	9,600	6,629
地	域 手 当	12,337 円	12,252	10,492	6,128
給	与 小 計	345,090 円	347,614	420,371	390,597
そ	住 居 手 当	6,768 円	4,737	6,990	7,008
	管 理 職 手 当	8,499 円	2,171	2,721	5,871
人の	単身赴任手当(基礎額)	459 円	2,049	143	585
他	初任給調整手当	8 円			
当	特 地 勤 務 手 当 等	7 円	105	17	
手	へき地手当等	86 円			1,289
た 当	寒冷地手当(1/12)	744 円	781	1,155	1,476
給	与 合 計	361,661 円	357,457	431,397	406,826
り経	験 年 数	20.5 年	16.3	23.0	20.9
修	学 年 数	14.3 年	14.4	15.9	15.9
年	齢	41.2 歳	37.1	45.3	43.2

⁽注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

与 月 額 等

	頟	等			
研究職		医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
2	88	21	252	97	21,261
98,879,4	00	9,412,500	83,296,200	30,771,300	7,353,142,000
176,3	00		1,041,700		25,051,758
					146,150,300
					62,813,900
2,615,0	00	201,500	1,690,500	243, 000	184,164,000
3,142,3	69	1,610,404	2,014,119	635, 983	212,664,682
104,813,0	69	11,224,404	88,042,519	31,650,283	7,983,986,640
2,415,9	00	161,500	1,504,600	754,900	139,120,200
3,048,1	00	845,700	1,404,100	65, 000	113,845,000
30,0	00		150,000	30,000	15,120,000
75,9	00	4,907,700	967,300		5,998,100
					516,539
					8,905,072
337,2	42	11,666	418,913	110,040	22,932,041
110,720,2	11	17,150,970	92,487,432	32,610,223	8,290,423,592
343,3	31	448,214	330,540	317,230	345,851
6	12		4,134		1,178
					6,874
					2,954
9,0	80	9,595	6,708	2,505	8,662
10,9	11	76,686	7,993	6,557	10,003
363,9	34	534,495	349,375	326,292	375,522
8,3	89	7,690	5,971	7,782	6,543
10,5	84	40,271	5,572	670	5,355
1	04		595	309	711
2	64	233,700	3,838		282
					24
					419
1,1	71	556	1,662	1,134	1,079
384,4		816,712	367,013	336,187	389,935
20	.3	18.3	19.1	16.6	20.3
15		16.0	15.6	15.8	15.2
43		41.6	41.8	39.3	42.0
て掲載している		11.0	11.0	00.0	12.0

て掲載している。

第3表

給料表別,級別平均給

給料表		行	文 瓏	È			公分	安 職	ķ		教 育 職		
級区分	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学 年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学 年数	人 員	給料月額	
1	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	
1	869	189,182	23.4	3.5	13.7	326	205,884	21.2	1.7	13.5	182	276,151	
2	889	235,754	30.0	8.3	15.1	725	247,755	26.6	6.0	14.4	3,883	375,062	
特2											133	433,314	
3	733	293,241	36.8	15.5	14.7	832	287,955	33.2	11.8	14.7	129	448,193	
4	1,419	367,149	45.3	24.9	14.0	1,059	362,158	42.0	20.8	14.5	88	476,142	
5	1,260	392,829	51.7	31.2	14.1	583	409,247	48.8	28.0	14.3			
6	381	406,482	54.1	33.5	14.2	144	425,046	50.6	30.3	14.0			
7	202	433,314	55.4	34.0	15.0	36	435,961	52.6	33.2	13.2			
8	99	464,047	57.0	35.6	15.0	63	454,127	55.5	35.3	14.1			
9	29	505,910	56.7	34.3	15.7	24	475,433	57.1	37.6	13.5			
10	1	537,700	58.0	35.2	16.0								
合計	5,882	324,452	41.2	20.5	14.3	3,792	323,143	37.1	16.3	14.4	4,415	376,891	

給料表		医療職	(医師	等)			医療職	(薬剤師	i等)			医療職
級区分	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
1	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	8	324,963	26.0	3.7	16.0							
2	3	448,533	43.3	18.4	16.0	46	229,389	28.5	5.1	16.0	28	239,600
3	5	526,520	46.8	24.6	16.0	32	269,956	33.9	10.7	16.0	17	276,200
4	5	566,920	60.4	35.4	16.0	35	309,863	37.6	14.9	15.7	10	308,960
5						117	377,697	47.7	25.4	15.3	39	385,008
6						16	405,238	55.6	32.7	16.0	3	420,733
7						6	431,017	58.0	35.5	16.0		
合計	21	448,214	41.6	18.3	16.0	252	330,540	41.8	19.1	15.6	97	317,230

料月額等

(高 校	等)			教育職	(中・	小)			研 3	筅 聙	戈	
年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修 学 年 数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.8	13.7	15.1						59	230,097	27.7	5.5	15.9
45.0	22.6	15.9	5,469	344,460	41.2	18.9	15.9	49	289,751	34.7	11.5	16.0
52.0	29.6	16.0	252	413,211	51.7	29.3	15.9					
53.0	30.8	16.0	409	422,453	52.4	30.0	16.0	137	383,358	48.2	25.5	15.7
57.2	34.7	16.0	384	448,595	56.4	34.1	16.0	35	425,689	56.2	34.0	15.7
								8	460,850	57.9	33.6	16.0
45.3	23.0	15.9	6,514	358,155	43.2	20.9	15.9	288	343,331	43.0	20.3	15.8

(保健師	5等)	
年齢	経験年数	修学年数
歳	年	年
26.7	4.1	16.0
33.6	10.7	15.8
37.8	14.8	15.6
49.9	27.2	15.7
56.3	34.4	16.0
39.3	16.6	15.8

給料表別,級別,号俸別職員数(その1)

<u> </u>		_	_		_	_	_	_	_	
子俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人 1	
2 3										
4		1					1			
5 6		1								
7 8		1								
9 10	35	1 2								
11	40		0							
12 13	43 13	69 11	2				1		2	
14 15	4 9	39 5	2						2 2 3	
16 17	29 12	72 10	10 2						4	
18	20	37	32						2 2	
19 20	9 41	10 50	3 19						1 7	
21 22	6 15	11 36	2 25					1		
23	7	14	2 32						2	
24 25	27 5	66 12	8					1 2	1	
26 27	10 14	59 18	19 10					6 6		
28 29	33 55	62 21	25 9					18 7		
30	27	60	28				2	5		
31 32	12 69	15 45	10 35				37 11	10 7		
33 34	10 27	16 35	13 18				11 21	9		
35	12	7	6	1			17	5		
36 37	90 15	19 10	26 11	25 23			10 28	3 1		
38 39	32 11	12 11	24 13	19 10			14 8	4		
40 41	90 15	5 8	24 12	31 18			7 3	3		
42	40	7	28	31			6	1		
43 44	13 7	4 2	13 19	16 35	1		8 4	1 1		
45 46	2 5	5 6	8 27	9 36			2 3	1		
47	2	4 2	10	18 35		1	Ü			
48 49	1	2	31 12	25	2 2	1 1				
50 51		1 2	42 15	44 12	4	9 16	2			
52 53	1	1	8	24 21	3	63	1			
54	1	1	8 5 3 6	18	4		2 2 1			
55 56			6	12 32	3 7	35 16	1			
57 58		1	5 4	16 43	2 8	30 6				
59 60			1 5	22 28	4 3 7 2 8 2 7	15 13				
61			2	10	1	33				
62 63 64			2 4 2 4	34 17	15 2 12	13 18				
64 65			4	42 21	12 3	11 8				
66 67			1	43 13	18	10				
68			2	27	35					
69 70			3 2 2 2	14 36	13 43	4 5 5				
71 72			2	11	11	5				
71 72 73 74			1	36 21 28	16					
75			1 3 2 5	14	35 28 38	1 2				
76 77			5	28	21	3				
76 77 78 79			1 3	36 14	34 19	1				
80			2	25	34	3				
81		T		11	31	1				
82 83 84			2	32 12 17	29 30	1				

1,260

1,419

給料表別,級別,号俸別職員数(その2)

公安								T	
級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2 3									
4 5									
6 7	42								
9									
10 11	36 8								
12 13 14	6								
15 16	41	3 1 29							
17 18	1	1 5	2						
19 20	6 31	1 5 5 23 3							
21 22	5	15	2						
23 24 25	11 2	2 20 7	1 6	2					
26	61 6	83	6	4				1	
27 28 29	1 50	8 20 8	1 5	1 2 1					
30 31	9 2	8 55 8	1 5	1 1					
32	1	8 29 6	15 2	6					6 2
34 35	1	49 7	2 8 2 23 2	5 2 10					3 4
36 37	1	20 10	23	10 2 8					1
38 39		47 10	19 4	8 2 10					4
40 41 42	1	34 7 37	41 11 51	10 1 5	1				1
43 44		6	19 38	2 14	1			3 10	2
45 46	3	25 12 26	15 48	2 9	2 8			2 4	ı
47 48		16 37	20 32	1 20	18 16			5 5	
49 50	1	9 34 8	9	7 20	5 5			1 2 3	
51 52		8	13 44	6 29 22	10 7		2	6	
53 54 55			44 13 33 7	22 28 18	6 14 7		5 1	5 2	
56 57			43 15	24 18	14		11	1 1 1	
58 59			35	30	17		6	2	
60 61			10 26 10	16 29 14	9	2	2 4		
62 63			26 13	43	16	4			
64 65			30 7	18 22 12	8		1 2		
66 67 68			23 12 7	24 12 39	9 12	5			
68 69 70			4	39 15 33	8 12 11	4	1		
71 72			4 3 3 4	13	11 12 13	3 3			
71 72 73 74 75 76 77 78 79			2 3	18 15 16	14 5 8	1 4			
75 76			4 6	6 13	7	3			
77 78				10 7 9	10 6	1			
80			1 3 2 3	13	7 6	1 2			
81 82			5 1 2	7 9 9	3 11				
83 84			2	9 11	9 6	3 2			

公安	職								
級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号俸			Ü					Ü	
85 86				5 12	9	7			
87				12 6	6 4 8 2 11 5 5 5 6 8	3 2 1			
88 89				10 10	8	1 7			
90				10 5 8	2	4 8			
91 92				8 11	11 5	8 2			
93				8	5	44			
94 95				7	5 6				
96				8 7 5 4 2 8 8 2 4	8				
97 98				2	4 4				
99				2	4				
100 101				4 5	6 114				
102				5 6	111				
103 104				6 8					
105				2					
106 107				5					
108				5 8					
109 110				4					
111				2					
112 113				<u>4</u> २					
114				3					
115 116				4 7 2 4 3 3 1 5					
117				4					
118 119				1 5					
120				4					
121 122				5 5					
123				12					
124 125				4 1 5 4 5 5 12 3 7 5					
126				5					
127 128				11 5					
129				74					
130 131									
131 132 133									
133 134									
135									
136 137									
138									
139 140									
141									
142 143									
144									
145 146	,								
147									
148 149									
150 151									
152									
153 154									
155									
156 157									
158									
159 160									
161									
162 163									
164									
165 166									
167									
168 169									
合計	326	725	832	1,059	583	144	36	63	24

給料表別,級別,号俸別職員数(その3)

教育職(酒	(校等)
-------	------

教育	職(髙校等	\$)			
級	1	2	特2	3	4
号俸	人	人	人	人	, ,
1	, ,	, ,	, ,	, ,	,
2 3					
4					
5 6		27			
7					
8		16			
9 10		10			
11		2 2			
12 13	1	26 9			
14		7			
15	1	5			
16 17	1	23 18			
18		5			
19 20		8 15			
21	1	11			
22 23		16 4			
24	1	39			
25		11			
26 27		16 11			1
28	2	27			
29 30	1	15 20			
31		8			2
32 33	3	30 7			2 2 1 2 7
33 34	2	4			2
35	1	5			
36 37	1 2	20 15			69
38	1	23			0.0
39		10			
40	1	20 15			
42	2	23			
43 44	1	13 24			
45	1	14			
46 47	1 1	25 11			
48	1	25			
49 50	4	14 25			
51	4	12			
52	1	12		1	
53 54	2	19 26			
54 55		26 26 22			
56 57	1 4	12		1	
58 59	4	7		2	
59 60	1 1	14 20		2 1 8	
61	5	16		2	
62 63	5 3 2 6	16 26 17 25 22		2 6 7	
64	6	25	<u></u>	4	
65	1 7	22		3	
66 67 68	1	20 11		9 2	
68	3	11 16 14 15 29 27		2 8 3	
69	2	14 15			
70 71	2	29		4 2 5	
72 73 74	2	27		5	
74	2	15 23		9 5	
75	2	18		4 5	
76 77	3	18 26 14	1	4	
78 79	3	22		5	
79 80	3	24 27	1 1	1 8	
81	1 3 2 2 2 2 2 2 4 4 2 2 2 2 3 3 3 3 3 5 5	14	1		
0.0	7	23 14 18	4	1 2	
82 83	_	4.4			

号俸 人 人 人 人 85 5 21 1 13 86 4 22 4 87 5 23 6 88 3 31 2 89 23 7 90 32 2 91 3 29 4 92 1 26 3	人
86 4 22 4 87 5 23 6 88 3 31 2 89 23 7 90 32 2 91 3 29 4	
87 5 23 6 88 3 31 2 89 23 7 90 32 2 91 3 29 4	
88 3 31 2 89 23 7 90 32 2 91 3 29 4	
90 91 32 2 91 4	
91 3 29 4	
92 1 26 3	
93 1 30 3	
94 2 23 2 95 1 23 3	
96 6 26	
97 2 7 6	
98 2 10 2 99 25 2	
100 30 11	
101 1 17 4	
102 1 33 3 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
104 2 26 2	
105 1 19 7	
$\begin{bmatrix} 106 \\ 107 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 36 \\ 31 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ 2 \end{bmatrix}$	
108 1 50 3	
109 25 44	
110 111 54 30	
112 43	
113 1 26	
114 1 39 115 1 27	
116 38	
117 19	
118 119 36 26	
120 24	
121 21	
122 123 26 24	
123 124 1 32	
125 1 24	
126 127 1 43 22	
128 22 41	
129 32	
130 131 44 45	
132 51	
133 1 36	
134 135 50 54	
136 43	
137 51	
138 139 51	
140 1 58	
141 79	<u>-</u>
142 143 60 95	
144 101	
145 80	
146 147 1 65	
148 49	
149 152	
150 151 1	
152	
153 5	
154 155	
156	
157	
158 159	
160	
161	
162 163	
164	
165	
166 167	
167	
169	
合計 182 3,883 133 129	88

教育職(中・小)

級	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人)
$\frac{1}{2}$					
2 3					
5					
5 6					
7 8					
9					
10 11					
12					
13					
14 15					
16		100			
17 18		109 1			
19					
20 21		81 29			
22		10			1
23 24		5 90			2 2
25		35			3
26		15			1
27 28		7 86			1 1
29		44			1
30 31		27 10			2 2
32		92			1
33		31			1
34 35		31 17			2 1
36		66			
37 38		35 47			1
39		18			
40		75 36			9
41		43			9
43		21			
44 45		81 25			
46		12			
47 48		13 50			
49		33			
50 51		70 14			
52		56			
53		38			
54 55		51 14			
56		56	1		
57 58		20 65			
58 59		65 19			
60 61		45			
62		31 47			
63 64		23 41	1	1	
65		9		1 1	
66 67		9	1	1	
67 68		27 30	2	3	
69		35		5	
70 71		31 21	1	5 2 3 5	
72 73		24	2		
73 74		24 44	1 1	4 8	
75		35	1	21	
76		40		34 5	
77 78		13 44	1 3	5 7	
79		20	3 5	25	
80 81		25 32	6 1	17 8	
82		44	4	23 27	
83		27	3	27	
84		32	2	14	

級 号俸	1	2	特2	3	4
85	人	人 28	人 2	人 18	
86 87		26 27	2 2	15 17	
88 89		46 30	3 5	14 21	
90 91		51 25	8 4	15 3	
92 93		26 26	10 10	8 9	
94 95		27 28	10 6	9	
96 97		30 21	9 5	14 3	
98 99		24 25	17 7	6 3	
100 101		36 16	9	6 31	
102 103		43 19	11 9		
104 105		35 5	11 6		
106 107		4 15	8 6		
108 109		33	6		
110 111		31 33	2 4		
112 113		18 17	2		
114 115		30 30	2 9		
116 117		27 20	4 9		
118 119		41 27	,	ı	
120 121		30 28			
122 123		28 18			
124 125		29 25			
126 127		25			
128		19 34			
129 130		19 28			
131 132		18 32			
133 134		18 36			
135 136		30 33			
137 138		29 42			
139 140		34 42			
141 142		34 45			
143 144		47 54			
145 146		50 50			
147 148		47 52			
149 150		65 58			
151 152		86 89			
153 154		98 86			
155 156		92 94			
157 158		104 71			
159 160		67 73			
161 162		123			
163 164					
165 166					
167 168					
169		5 469	252	409	384
合計		5,469	252	409	384

給料表別,級別,号俸別職員数(その4)

研究	哉				
級号俸	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2 3					
4 5					
6 7					
8 9					
10 11					
12	1				
14 15					1
16 17 18					
19 20					
21 22					
23 24	1				
25 26			4		1
27 28			1		1 1
29 30 31	2	1 5	3 5		1 2
32		1	2		1
34 35 36	2	1 2 2 1	3 1 3		
37 38	4	1	3 1		
39 40	5	2 5	1		
41 42	1	5	2		
43 44	1 7	3	3 1		
45 46	1	2	1		
47 48	1 2	1 1	1	2	
49 50	1	1 1	1 1		
51 52 53	1 3	1 1	2	10 1	
53 54 55	4 4	2 1	1	6	
56 57	11	1	1 1	4 2 1	
56 57 58 59 60	1 1	1 2	1 3	2 3	
60 61	3		1 5	2	
61 62 63 64 65 66 67 68		1 1 2	1 5 2 1	1	
64 65			3		
66 67	1	1 1	1		
69			2	1	
70 71 72 73 74 75 76			1 3 2 2 2 2 3 3 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 3 2 2 2 2		
73 74			2		
75 76			2		
77 78			2 2		
79 80					
78 79 80 81 82 83 84			2 3		
83 84			3		

級	1	2	3	4	5
号俸	人	人	人	人	人
85 86		·	1 3		·
87			2		
88 89			4 1		
90 91			1 3		
92 93			4 1		
94			3		
95 96			1 3		
97 98			17		
99 100					
101					
102 103					
104 105					
106					
107 108					
109 110					
111					
112					
114 115					
116 117					
118 119					
120					
121 122					
123 124					
124 125 126					
126 127					
128 129					
130 131					
132					
133 134					
135 136					
137 138					
139					
140 141 142					
143					
144 145					
146 147					
148 149					
150					
151 152					
153 154					
155 156					
157					
158 159					
160 161					
162 163					
164 165					
166					
167 168					
169 合計	59	49	137	35	8
口印	ეყ	49	137	ამ	0

医療職(医師等)

おおります。 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	4 人 人	3	2	1	被
子体		3	2	1	
1	<u>Д</u> Д				
1	\ \ \ \				号俸 🔪
1 2 3 4 5 6 6 7 8 8 9 9 10 11 1 12 13 14 15 16 16 17 3 18 19 20 2 2 21 22 23 24 1 22 23 24 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 40 41 42 43 44 45 45 46 47 48 49 50 51 55 55 56 57 58 59 60		人	人	人	
2 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11 11 12 12 13 14 14 15 16 16 17 7 3 18 19 20 2 2 21 22 23 24 1 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 29 30 31 32 29 30 31 32 33 34 35 36 36 37 7 1 38 39 40 40 41 42 42 43 44 44 45 6 47 48 49 49 50 51 52 55 56 56 57 58 59 60					1
4 5 6 7 8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 27 28 27 28 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 43 1 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60					2
4 5 6 7 8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 27 28 27 28 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 43 1 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60					2
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 1 25 26 27 2 28 1 29 30 30 31 32 33 34 35 36 37 37 1 38 39 40 41 42 43 43 1 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60					3
8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 1 25 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 36 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 44 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 60					4
8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 1 25 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 36 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 44 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 60					5
8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 1 25 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 36 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 44 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 60					6
8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 1 25 1 26 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 36 37 38 39 40 41 42 43 44 44 45 1 46 47 48 49 50 51 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					7
9 10 11 1 12 13 14 14 15 16 16 17 3 18 8 19 20 2 2 22 22 23 24 1 225 22 23 24 1 255 26 27 28 1 29 30 31 32 2 33 34 35 36 36 37 1 38 39 40 40 41 42 43 44 45 46 47 48 8 49 50 51 52 53 54 55 56 56 57 58 59 60					1
9 10 11 1 12 13 14 14 15 16 16 17 3 18 8 19 20 2 2 22 22 23 24 1 225 22 23 24 1 255 26 27 28 1 29 30 31 32 2 33 34 35 36 36 37 1 38 39 40 40 41 42 43 44 45 46 47 48 8 49 50 51 52 53 54 55 56 56 57 58 59 60					8
10 11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 32 24 1 25 26 27 7 28 1 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					9
11 12 13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 1 25 26 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 1 44 45 1 46 47 48 49 50 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 60					10
12 13 14 15 16 17 18 3 19 20 20 2 21 22 23 24 1 25 26 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 36 37 1 38 39 40 41 42 43 43 1 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60 60					11
13 14 15 16 17 3 18 19 20 2 21 22 23 24 1 25 26 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 43 44 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60					11
14 15 16 17 3 3 18 19 20 20 2 2 21 22 23 24 1 2 25 26 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 1 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					12
14 15 16 17 3 3 18 19 20 20 2 2 21 22 23 24 1 2 25 26 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 1 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					13
15 16 17 3 18 19 20 2 21 21 22 23 24 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					14
16 17 3 18 19 20 20 2 2 21 22 2 22 23 24 1 25 26 1 1 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 1 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 <td< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></td<>					
18 19 20 2 21 22 22 23 24 1 25 26 27 28 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60					10
18 19 20 2 21 22 22 23 24 1 25 26 27 28 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60					16
18 19 20 2 21 22 22 23 24 1 25 26 27 28 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 60				3	17
19 20 20 21 21 22 23 24 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					18
20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					10
22 24 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60				0	19
22 24 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60				2	20
22 24 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					21
23 24 1 25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					22
24 1 25 26 27 1 28 1 29 30 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60			İ		23
25 26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60			İ	1	24
26 27 28 1 29 30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60				1	24
27 28 1 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60			İ		25
27 28 1 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60			1		26
28 1 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 56 57 58 59 60			İ		27
30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60			İ	1	28
30 31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60				1	20
31 32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					29
32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					30
32 33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60			İ		31
33 34 35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					32
34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					22
35 36 37 1 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					33
36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					34
37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					35
37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					36
38 39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60				1	37
39 40 41 42 43 44 45 1 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60				1	20
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					39
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					40
42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					41
43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 455 56 57 58 59 60					49
44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 45 55 56 57 58 59 60		_			42
45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	1	1			43
46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					44
46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60			1		45
47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					46
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	1				47
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	1				47
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					48
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60					49
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	1				50
52 53 54 55 56 57 58 59 60	-				51
53 54 55 56 57 58 59 60					51
54 55 56 57 58 59 60			ļ		52
54 55 56 57 58 59 60					53
55 56 57 58 59 60			İ		54
56 57 58 59 60			İ		55
57 58 59 60					56
58 59 60	-				50 E7
59 60	1				
60					58
60	1		İ		59
					60
61					
62			İ		62
62					02
63	1		İ		03
64					64
65					65
66			Ī		66
67	1	1			
	1	1			01
68					68
69	1	1			69
70					70
71					71
72					70
70					12
73					73
74					74
75					75
					76
1 76 1					77
76					
77					78
77 78					79
77 78 79	1	1			80
77 78 79					
77 78 79 80					
77 78 79 80 81					04
77 78 79 80 81 81					~ ~
77 78 79 80 81					83

7	₩ 級				
	号俸	1	2	3	4
人		人	人	人	人
	85 86				
	87 88				
	89			1	
	90 91				
_	92 93				
	94				
	95 96				
	97		1		
	98 99				
	100 101				
	102				
	103 104				
	105				
	106 107				
_	108 109				
	110				
	111 112				
	113				
	114 115				
	116 117				
	118				
	119 120				
	121 122				
	123				
	124 125				
	126				
	127 128				
	129 130				
1	131				
	132 133				
1	134 135				
	136				
	137 138				
	139				
1	140 141				
1	142 143				
	144				
	145 146				
1	147				
	148 149				
1	150 151				
_	152				
	153 154				
	155 156				
	157				
	158 159				
_	160				
	161 162				
	163 164				
	165				
	166 167				
	168				
	169 合計	8	3	5	5
- 15 -					

医療」	職(薬剤	引師等)					
級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
1 2 3							
4							
5 6 7		1					
7							
8 9							
10 11							
12 13		1					
14							
15 16 17		2					
17 18							
19		2					
20 21		2 2 1					
22 23		6					
24 25		9	1				
26		2 7	2				
27 28		2	3	3	2		
29 30		7	1 4				
31 32		2	1	1 1	1		2 1
33		1	2	1	2		
34 35		3	3 2	1 1	1 2		1
36 37		1	4 2	3 2 2	2 2 3		1 1
38		1	1	2	2		
39 40		2 2	1	3 4	1 1		
41 42		1	1	1 2	2		
43					2		
44 45				2	4		
46 47				2	1		
48 49				2 3 1	2 1		
50					1	9	
51 52				1	3 2	2	
53 54			1		1	2 2	
55 56			1		3 4	2 2	
57					3	1	
58 59					4 1	$\begin{array}{c} 1 \\ 4 \end{array}$	
60						1	
62 63					1		
64					1	1	
65 66 67				1	1 2 1		
67 68					1 1		
69 70							
71					1 1		
72 73					2		
74 75					1		
76 77					3 5		
78					2		
79 80					1		
81					3		
82 83 84					3		
84					2		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
85	人	人	人	人	人	人	人
86					1		
87 88					2		
89					2		
90 91					2 1		
92					1		
93					25		
94 95							
96 97							
98							
99							
100 101							
102							
103 104							
105							
106 107							
108							
109 110							
111							
112 113							
114		ļ		•			
115 116							
117							
118 119							
120							
121 122							
123							
124 125							
126							
127 128							
129							
130 131							
132							
133 134							
135							
136 137							
138							
139							
140 141							
142 143							
144						<u>L</u>	
145							
146 147							
148							
149 150							
151							
152 153							
154							
155 156							
157							
158 159							
160							
161 162							
163							
164 165							
166							
167 168							
169							
合計		46	32	35	117	16	6

級	1	2	3	4	5	6
号俸	人	人	人	人	5	δ .
85	人	人	人	人	1	人
86 87						
88 89						
90 91						
92					1	
93 94					1	
95 96						
97 98					2	
99					2	
100 101					13	
102 103						
104						
105 106						
107 108						
109 110						
111						
112 113						
114 115						
116 117						
118						
119 120						
121 122						
123 124						
125						
126 127						
128 129						
130						
131 132						
133 134						
135 136						
137						
138 139						
140 141						
142 143						
144						
145 146						
147 148						
149						
150 151						
152 153						
154 155						
156						
157 158						
159 160						
161 162						
163						
164 165						
166 167						
168 169						
合計		28	17	10	39	3

給料表別,級別,年齢別

	年齢		18年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35歳以上	40巻円上	45告DJ-F			
給料表	級	18歳未満	20歳未満	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	50歳	51歳	52歳
	1		81	466	312	8	2					
	2			1	416	411	55	6				
行	3				1	239	344	98	37	5	2	1
	4						113	513	589	46	40	31
	5							35	359	122	115	128
政	6							1	43	19	23	32
	7					2			5	4	11	7
	8									1	1	
職	9							2				1
	10											
	計		81	467	729	660	514	655	1,033	197	192	200
	1		78	236	10	2						
	2			178	450	94	3					
公	3			2	113	450	228	38	1			
	4					100	400	255	114	17	17	16
安	5						18	171	145	17	21	15
	6							14	59	7	6	5
	7							1	11	3		1
職	8						1		1	2	4	2
	9											
	計		78	416	573	646	650	479	331	46	48	39
教	1			11	19	46			9	2		
教 育 職	2			91	300	347	340	503	766	159	163	167
	特2							1	37	13	11	13
(高校等	3								11	9	26	19
等	4											
)	計			102	319	393	399	535	823	183	200	199
教	1											
教 育 職	2			358	812	716	609	589	662	166	165	176
$\widehat{}$	特2							12	70	24	17	20
中	3							1	74	43	50	49
· 小	4								1	2	5	9
\smile	計			358	812	716	609	602	807	235	237	254

職員数(その1)

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								869	23.4
								889	30.0
1	2	1	1			1		733	36.8
12	22	11	18	11	8	5		1,419	45.3
77	94	84	74	61	55	55	1	1,260	51.7
32	41	41	44	47	30	28		381	54.1
10	22	25	33	30	33	20		202	55.4
4	5	9	8	22	24	25		99	57.0
			3	6	6	11		29	56.7
					1			1	58.0
136	186	171	181	177	157	145	1	5,882	41.2
								326	21.2
								725	26.6
								832	33.2
16	18	21	26	22	17	20		1,059	42.0
16	19	25	32	34	27	41	2	583	48.8
4	4	12	7	6	14	6		144	50.6
1	6		5	1	3	4		36	52.6
2	4	9	10	9	7	12		63	55.5
1	1	5	2	2	5	8		24	57.1
40	52	72	82	74	73	91	2	3,792	37.1
	1	1	2	1				182	35.8
139	154	180	148	156	153	117		3,883	45.0
7	11	11	9	8	8	4		133	52.0
12	13	14	9	7	3	6		129	53.0
2	3	8	10	25	21	19		88	57.2
160	182	214	178	197	185	146		4,415	45.3
168	157	198	168	199	155	170	1	5,469	41.2
16	9	19	18	22	14	11		252	51.7
36	52	38	27	13	11	14	1	409	52.4
24	34	51	48	58	73	79		384	56.4
244	252	306	261	292	253	274	2	6,514	43.2

第5表

給料表別,級別,年齢別

給料表	年齢級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
	1		1	5	39	13			1			
研	2					28	20	1				
究	3						8	29	39	12	10	6
76	4											1
職	5											
	計		1	5	39	41	28	30	40	12	10	7
医療職	1			2	5	1						
職	2					1	1					
() 医	3							1	3			
医師等	4											
等)	計			2	5	2	1	1	3			
	1											
医	2			2	32	9	3					
医療職	3					18	13	1				
	4					3	25	6	1			
剎	5						6	27	45	4	2	5
(薬剤師等	6										1	2
→ →	7											
	計			2	32	30	47	34	46	4	3	7
医	1											
医療	2			4	22	2						
職	3				2	10	3	1	1			
保健師等	4					1		2	1			
師	5						3	4	9	1	2	2
等)	6											
	計			4	24	13	12	7	11	1	2	2

職員数(その2)

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								59	27.7
								49	34.7
9	6	2	6	4	3	3		137	48.2
2	7	4	6	3	3	9		35	56.2
				3	3	2		8	57.9
11	13	6	12	10	9	14		288	43.0
								8	26.0
							1	3	43.3
1								5	46.8
				2			3	5	60.4
1				2			4	21	41.6
								46	28.5
								32	33.9
								35	37.6
9	2	5	3	5	3	1		117	47.7
	2	3	1	3	2	2		16	55.6
			1	1	1	3		6	58.0
9	4	8	5	9	6	6		252	41.8
								28	26.7
								17	33.6
								10	37.8
4	3	3	4	3	1			39	49.9
			2	1				3	56.3
4	3	3	6	4	1			97	39.3

給料表別,級別,経験

	験年数	1年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年					13年							20年
給料表	級	未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	1	114	148	145	155	69	52	42	70	58	9	4	2	1								
	2	1	1		3	66	110	83	144	152	119	59	48	39	28	20	6	6	3			
行	3								1	5	48	65	62	55	66	74	83	51	46	33	28	25
	4														1	3	24	39	58	71	58	64
~ !.	5																		1		3	7
政	6											1		1								
	7 8											1		1								
職	9																			1		
4117	10																			1		
	計	115	149	145	158	135	162	125	215	215	176	129	112	96	95	97	113	96	108	105	89	96
	1	101	104	46	49	15	8	2		1												
公	2			68	61	108	128	112	109	54	29	21	19	8	7	1						
Δ	3					5	4	26	47	72	100	93	100	88	96	75	43	27	21	14	10	2
	4										10	13	15	41	64	99	102	80	81	100	58	38
安	5															2	5	9	13	45	37	38
	6																			1	1	3
	7																					
職	8																	1				
	9																					
	計	101						140							167							81
教	1	0.5	3	5	5	6		4	6	8	13	17	8			13	13	11	13	8	2	5
育職	2	27	30	47	51	49	75	70	70	66	75	77	74	69	79	62	74	82	75	80	117	
高	特2 3																					1
(高校等	4																					
)	計	27	33	52	56	55	79	74	76	74	88	94	82	76	88	75	87	93	88	88	119	119
纵	1																					
教育職	2	108	124	149	167	163	173	176	189	178	163	149	119	131	125	130	127	108	146	135	115	113
	特2																		1	1	3	1
中・	3																				1	
小	4																					
)	計	108	124	149	167	163	173	176	189	178	163	149	119	131	125	130	127	108	147	136	119	114

年数別職員数(その1)

																				41年 以上	42年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)
																						869	3. 5
1																						889	8. 3
13	13	9	8	7	7	8	9	4	3		4			2	3		1					733	15. 5
79	107	110	103	89	108	97	110	89	54	39	33	20	16	11	5	9	12	4	3	2	1	1,419	24. 9
15	27	25	41	47	70	85	91	111	98	103	72	66	70	68	71	46	41	45	38	19		1,260	31. 2
		3	8	10	12	19	16	17	21	23	22	20	43	25	39	27	27	25	14	10		381	33. 5
				1	4	4	7	8	10	12	20	22	27	18	23	7	8	10	12	7		202	34.0
			1					1		7	9	4	14	15	19	6	3	9	5	6		99	35. 6
					1	1					1	2	4	8	7	3				1		29	34. 3
														1								1	35. 2
108	147	147	161	154	202	214	233	230	186	184	161	134	174	148	167	98	92	93	72	45	1	5,882	20.5
																						326	1.7
																						725	6.0
2	5	2																				832	11.8
24	24	29	11	13	18	13	29	15	10	20	20	19	18	19	16	15	16	14	6	9		1,059	20.8
18	30	26	26	11	14	12	23	17	27	16	19	28	21	28	28	16	24	17	10	23		583	28.0
4	11	10	7	7	2	6	12	5	6	9	7	4	7	4	6	12	6	5	7	2		144	30. 3
			1	1	2	2	2	2	4	1	1	1		3	7	4	3	1		1		36	33. 2
			1				1				8	7	7	6	8	9	7	3	3	2		63	35. 3
											1			2	4	8	3	2	3	1		24	37.6
48	70	67	46	32	36	33	67	39	47	46	56	59	53	62	69	64	59	42	29	38		3,792	16. 3
7	3		1	1		2	1	1			2		1		3							182	13. 7
117	130	130	156	169	163	159	144	165	175	146	153	176	147	142	93	43	10	1	1	1		3,883	22.6
1	4	6	7	8	11	5	14	14	9	9	12	12	6	5	9							133	29. 6
				2	7	10	17	19	15	17	16	5	11	3	3	3	1					129	30.8
									3	2	7	13	15	25	19	3	1					88	34. 7
125	137	136	164	180	181	176	176	199	202	174	190	206	180	175	127	49	12	1	1	1		4,415	23. 0
116	102	108	142	139	149	136	142	188	175	180	168	168	180	157	135	73	13	10				5,469	18. 9
6	13	8	12	17	19	19	17	17	17	17	14	21	20	16	10	3						252	30.0
1	1	8	13	12	25	44	41	50	52	40	41	39	14	11	9	6		1				409	29. 3
						2	5	7	18	30	52	50	45	78	69	25	1	2				384	34. 1
123	116	124	167	168	193	201	205	262	262	267	275	278	259	262	223	107	14	13				6,514	20. 9

給料表別,級別,経験

給料表	験年数級	1年 未満	1年 以上	2年 以上	3年 以上	4年 以上	5年 以上	6年 以上	7年 以上	8年 以上	9年 以上	10年 以上	11年 以上	12年 以上	13年 以上	14年 以上	15年 以上	16年 以上	17年 以上	18年 以上	19年 以上	20年 以上
	1	2	1	6	7	10	4	13	10	5												
研	2		1	0		10	1	10	1	4	5	9	10	7	2	7	2	2				
	3								1				10	Ė	1	1	1	5	7	9	5	9
究	4														1		1		•			
職	5																					
	計	2	1	6	7	10	4	13	11	9	5	9	10	7	3	8	3	7	7	9	5	9
医	1			3	2	1	1		1													
医療職	2											1				1						
	3																			1		
医師等	4																			1		
等				- 0		-	-1		1			1				-				-1		
)	計			3	2	1	1		1			1				1				1		
	1	1		0	0		1.0				1	0	- 0									
医療職	3	1		3	8	11	10	5	2	4	8	3 7	7		2	1	1	1				
	4									4	0	1	4	1 2	7	7	3	6	2	2	1	
薬	5												4	۷	- 1	1	1	5	8	5	5	7
(薬剤師等	6															1	1	0	0	3	0	\dashv
等	7																					
	· 計	1		3	8	11	10	5	2	4	9	10	13	3	9	9	5	12	10	7	6	7
	1																					
医療	2		2	5	6	6	5	2	1				1									
職	3							2	3	2	3	1	2	2						1		
保	4													5		2		1		1		
健師等	5																	1	2	1	3	1
等)	6																					
	計		2	5	6	6	5	4	4	2	3	1	3	7		2		2	2	3	3	1

年数別職員数(その2)

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)
					1																59	5. 5
																					49	11.5
2	1	10	8	10	9	6	13	8	10	7	1	4		2	7					1	137	25. 5
								2	3	4	5	4	3	2	7	2	2		1		35	34.0
		1											2	4	1						8	33.6
2	1	11	8	10	10	6	13	10	13	11	6	8	5	8	15	2	2		1	1	288	20.3
																					8	3. 7
									1												3	18. 4
			2			1			1												5	24. 6
											2			1				2			5	35. 4
			2			1			2		2			1				2			21	18. 3
																					46	5. 1
																					32	10. 7
		1																			35	14. 9
4	5	8	4	5	10	9	6	4	5	4	5	5	4	2	3	1		1			117	25. 4
							1		2	2	5	2	1		3						16	32. 7
												1		2	2	1					6	35. 5
4	5	9	4	5	10	9	7	4	7	6	10	8	5	4	8	2		1			252	19. 1
																					28	4. 1
						1															17	10. 7
			1										_								10	14. 8
	2	3	3		1		2	1	4	3	2	4	5								39	27. 2
	_						-				_		2	1							3	34. 4
	2	3	4		1	1	2	1	4	3	2	4	7	2							97	16.6

学歴別職員数		大 学	: 卒	短 大	文 卒	高校	交 卒
給料表別	別,性別	職員数	比 率	職員数	比 率	職員数	比 率
行 政	職	人	%	人	%	人	%
		3,194	54.3	395	6.7	2,287	38.9
公安	職	2,212	58.3	48	1.3	1,532	40.4
教育職(高 校 等)	4,221	95.6	129	2.9	65	1.5
教育職(中•小)	6,265	96.2	249	3.8		
研究	蓝 職	265	92.0	16	5.6	7	2.4
医療職(医 師 等)	21	100.0				
医療職(薬	夷剤師等)	206	81.7	45	17.9	1	0.4
医療職(仍	R健師等)	88	90.7	9	9.3		
合	計	16,472	77.5	891	4.2	3,892	18.3
性別	男	10,207	62.0	307	34.5	2,912	74.8
1生 加	女	6,265	38.0	584	65.5	980	25.2

, 性 別 職 員 数

中学	卒	合	計	性	Ė	別	
Т 7		П	μΙ	男		女	
職員数	比 率	職員数	比 率	職員数	比 率	職員数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
6	0.1	5,882	100.0	3,944	67.1	1,938	32.9
		3,792	100.0	3,408	89.9	384	10.1
		4,415	100.0	2,744	62.2	1,671	37.8
		6,514	100.0	3,000	46.1	3,514	53.9
		288	100.0	210	72.9	78	27.1
		21	100.0	12	57.1	9	42.9
		252	100.0	107	42.5	145	57.5
		97	100.0	6	6.2	91	93.8
6	0.0	21,261	100.0	13,431	63.2	7,830	36.8
5	83.3	13,431	63.2				
1	16.7	7,830	36.8				

給料表別,扶養手当

			支 給 額
区分	扶 養 手 当 受給職員数	配偶者	子
		(6,500円)	(10,000円)
行 政 職	2,416 人	1,198 人	3,224 人
公 安 職	2,189	1,469	3,355
教育職(高校等)	2,049	875	3,021
教 育 職 (中・小)	2,162	758	3,093
研 究 職	127	77	173
医療職(医師等)	10	3	16
医療職(薬剤師等)	90	29	127
医療職(保健師等)	12	1	21
計	9,055 人	4,410 人	13,030 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.21 人	0.61 人

⁽注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均

の支給額区分別扶養親族数

区分別扶着	養 親族数			
父母等	合 計	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
(6,500円)		(5,000円加算)		
247 人	4,669 人	1,258 人	3,466 人	5,882 人
29	4,853	586	1,603	3,792
134	4,030	1,123	2,366	4,415
178	4,029	1,233	4,352	6,514
5	255	71	161	288
	19	5	11	21
8	164	36	162	252
1	23	4	85	97
602 人	18,042 人	4,316 人	12,206 人	21,261 人
0.03 人	0.85 人	0.20 人		

扶養親族数である。

第9表

給料表別住居手

居住区分							住居	・手
			ビ熱水費を		借家()	民営で光素	外水費を含	まない)
			27,000円		11,000円	11,000円	27,000円	
		-	以上	計	未満	以上	以上	計
給料表		27,000円 未満				27,000円 未満		
	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職					1	631	939	1,571
公 安 職		7		7		244	447	691
教育職(高校等)			3	3	1	420	774	1,195
教育職(中·小)		5	1	6	2	795	995	1,792
研 究 職						25	68	93
医療職(医師等)			3	3		1	2	3
医療職(薬剤師等)						17	41	58
医療職(保健師等)						14	16	30
合 計 割 合(%)		12	7	19	4	2,147	3,282	5,433 25.6
平均手当支給額				24,895円				25,491円

当 支 給 額 等 の 状 況

当 受	給 職	員 数	ζ						住居手当	
		公 営)				賄 付)				
		27,000円				27,000円			非受給	合 計
未満	以上 27,000円	以上	計	未満	以上 27,000円	以上	計	合 計	職員数	
	未満				未満				1111 📯 300	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2	2	4					1,575	4,307	5,882
								698	3,094	3,792
	1		1					1,199	3,216	4,415
1	3		4					1,802	4,712	6,514
								93	195	288
								6	15	21
								58	194	252
								30	67	97
1	6	2	9					5,461 25.7	15,800 74.3	21,261
			17,000円					25,475円		

第10表

給料表別,通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別,通勤方法別職員数

その1 紹	料表別, 通勤之	グルが戦長数		(五 #1	工 业 亚
	通勤方法			通勤	手 当 受
		交通機関等	交通	用具使	用 者
給 料	表	利 用 者	自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車
		人	人	人	人
行	政 職	2,542	155	38	2,104
公	安 職	836	107	134	1,872
教育服	饿(高校等)	213	27	14	3,726
教育耶	畿(中・小)	43	9	8	6,011
研	究 職	45	8	6	198
医療單	筬 (医 師 等)	5			5
医療單	哉(薬剤師等)	80	1		134
医療單	哉(保健師等)	26			51
合	計	3,790	307	200	14,101
構成割合	通勤手当受給職員 (%)	19.7	1.6	1.0	73.2
1世以, 古儿口	全 職 員 (%)	17.8	1.4	0.9	66.3

勤手当支給額等の状況

給 職 員	数			通勤手当	
	関等と交通用具との		計	非受給職員数	合 計
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普 通 自 動 車	П	概 貞 效	
人	人	人	人	人	人
89	6	344	5,278	604	5,882
54	7	82	3,092	700	3,792
23	2	155	4,160	255	4,415
2		55	6,128	386	6,514
4		14	275	13	288
		2	12	9	21
4		10	229	23	252
1		5	83	14	97
177	15	667	19,257	2,004	21,261
0.9	0.1	3.5	100.0		
0.8	0.1	3.1	90.6	9.4	100.0

第10表

その2 通勤方法別、手当支給額階層別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

<u>その</u>	2 通勤万法別,手当文給額	1911年1911年1911年1911年1911年1911年1911年191	別による起勤于ヨ文	和城貝数及U·文
	通勤方法等			通勤手
		交通機関等	交:	通用具使用
	区分	利 用 者	自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
	手 当 受 給 職 員 数	人 2.700	人 307	人 200
		3,790	301	200
	55,000円以下	3,588		
手当支給額	55,000円超 65,000円未満	195		
2 給額	65,000円	7		
階層別	計	3,790		
	受給職員平均手当支給額	円 15,511		
	10km未満		人 299	人 115
	10km以上 20km未満		8	75
	20km以上 30km未満			8
	30km以上 40km未満			2
距	40km以上 50km未満			
離段階	50km以上 60km未満			
別	60km以上 70km未満			
	70km以上 80km未満			
	80km以上			
	計		307	200
	受給職員平均手当支給額		円 2,520	円 5,569
受	給職員平均手当支給額合計	円 15,511	円 2 , 520	円 5,569

⁽注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

当 受 給 職	員数及びま	左 給 額		
者	交通機	関等と交通用具との位	并用者	= 1
普通自動車	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普 通 自 動 車	計
人	人	人	人	人
14,101	177	15	667	19,257
	人	人	人	人
	143	14	452	4,197
	30	1	175	401
	4		40	51
	177	15	667	4,649
	円	円	円	円
,	20,975	14,740	22,763	16,757
人 5,361	人 174	人 15	人 363	人 6,327
4,898	3		66	5,050
2,043			17	2,068
1,192			7	1,201
419			30	449
117			96	213
36			51	87
17			22	39
18			15	33
14,101	177	15	667	15,467
円	円	円	円	円
10,487	1,503	2,453	15,887	10,388
円 10.497	円 20.470	円 17.102	円 20.650	円
10,487	22,478	17,193	38,650	12,388

第11表

再任用職員の適用給料表別,級別職員数

1 フルタイム勤務職員

エンルノイム男	13.47.3 JAM	<i>></i> <											
給 料	表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行 政	職	人 142	人	人 4	\nearrow	人 116	人 16	人 6	人	人	人	人	人
公 安	職												
教育職(高校	交等)	215	14	201									
教育職(中・	小)	252		251			1						
研 究	職	12		5		7							
医療職(医師	下等)												
医療職(薬剤	師等)	11				7	2	2					
医療職(保健	師等)	2				2							
合	計	634	14	461		132	19	8					

2 短時間勤務職員

	寸則劉伤	州联只												
給	料	表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行	政	職	人 91	人	人	\nearrow	人 78	人 4	人 6	人 1	人 2	人	人	人
公	安	職	89					20	56	13				
教育	職(高校	交等)	2		2									
教育	職(中・	小)	62		62									
研	究	職	7	1	6									
医療	職(医師	币等)												
医療	職(薬剤	師等)	13				13							
医療	職(保健国	師等)												
合		計	264	1	70		91	24	62	14	2			

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別,級別職員数

給	料	表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行	政	職	人 156	人 56	人 39	\nearrow	人 1	人 60	人	人	人	人	人	人
公	安	職												
教育	職(高校	等)												
教育	職(中・	小)												
研	究	職												
医療	職(医師	等)												
医療	職(薬剤師	万等)												
医療	職(保健師	万等)												
合		計	156	56	39		1	60						

第2部 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

- (1) 調査の内容
 - この調査の内容は、次のとおりである。
 - イ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
 - ロ 民間企業における給与改定の状況等
 - ハ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
 - ニ 本年4月分の初任給の状況 なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、イ及びロに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)イ及びロに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

(1) イ及びロに関する調査:6月29日(月)~7月31日(金)

(1)ハ及び二に関する調査:8月17日(月)~9月30日(水)

3 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

4 調査対象事業所(母集団事業所)

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業(宗教及び外国公務に該当するものを除く。)」に分類された971事業所

なお,本年は,新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み, 病院は調査対象から除外した。

5 調査対象の抽出

上記4に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により24層に層化し、これらの層から258事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査においては、調査完結したものが218事業所、企業規模・事業 所規模が対象外であることが判明したものが3事業所、調査不能なものが37事業所であ った。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた255事業所に占める調査完了率は85.5%であった。

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

産業別,規模別調査事業所数

企業規模							
産業	計	5,000人以上	3,000~4,999人	1,000~2,999人	500~999人	100~499人	50~99人
産業計	事業所 218	事業所 28	事業所 15	事業所 31	事業所 24	事業所 85	事業所 35
農業, 林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業,採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	28	2	3	4	5	7	7
製造業	71	8	6	5	5	34	13
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3	2	1	0	0	0	0
情報通信業	9	0	0	2	2	4	1
運輸業,郵便業	29	2	2	3	4	12	6
卸売業, 小売業	24	0	2	8	1	11	2
金融業,保険業	6	5	0	0	1	0	0
不動産業, 物品賃貸業	1	0	0	0	0	1	0
学術研究, 専門・技術サービス業	3	0	0	2	0	1	0
宿泊業, 飲食サービス業	3	0	0	0	1	1	1
生活関連サービス 業, 娯楽業	1	0	0	0	0	1	0
教育, 学習支援業	8	0	0	0	4	3	1
医療, 福祉	2	1	0	0	0	1	0
複合サービス業	12	7	0	3	0	1	1
サービス業	18	1	1	4	1	8	3

⁽注) 抽出した県内258事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の 事業所が40あったため、218事業所の調査となった。

第14表

民間における特別給の支給状況

項目	区分	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1)	248, 985円
平均 <i>別</i> 足內和子月額	上半期(A2)	244, 450円
特別給の支給額	下半期(B1)	424, 465円
村 別 和 り 又 和 領	上半期(B2)	417,897円
性 III 公 の 士 公 知 人	下半期	1.70月分
特別給の支給割合	上半期	1.71月分
年間の言	支 給 割 合	3.41月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第15表

民 間 に お け る 家 族 手 当 の 支 給 状 況 (単位:%)

扶 養 家 族 の 構 成	事業所割合			
家族手当制度がある	79.6			
配偶者に家族手当を支給する	(85. 8)			
家族手当制度がない	20. 4			

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

第16表

民 間 に お け る 扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 状 況 (単位:円)

扶	養家	族の	構成	支 給 月 額
酉己		偶	者	12, 609
酉己	偶 者	と 子	1 人	19, 096
酉己	偶者	と子	2 人	24, 517

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 (単位:%)

項目		係	員	課具	長 級	部長級 (非役員)		
企業規	 見模		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規	模	計	53. 4	46.6	48.8	51. 2	48.8	51. 2
	500人	、以上	56. 3	43. 7	51.0	49. 0	52. 0	48.0
		、以上 、未満	49. 5	50. 5	44. 7	55. 3	42. 7	57. 3
	100人	、未満	53. 1	46. 9	50. 7	49. 3	52. 4	47. 6

第18表

民間における定年制の状況

(単位:%)

定年制あり	定 年 60歳	年 齢 61歳以上	定年制なし
100. 0	83. 2	16.8	0. 0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第19表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位:%)

	区 分		給与減額あり		給与減額なし
区			和子例領別	60歳で減額	和子例領なし
課	長	級	40. 0	19. 7	60. 0
非	管理	里職	33. 0	17. 0	67. 0

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む (第20表において同じ。)。
 - 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち,60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位:%)

課長級	非 管 理 職
79.8	86. 5

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に 60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第3部 生計費関係資料

第21表

仙台市における費目別,世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

費目		·人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
			円	円	円	円	円
食	料	費	24,023	38,456	49,962	61,468	72,974
住戶	居 関係	、費	47,786	51,522	46,344	41,166	35,988
被刖	日 • 履 \$	勿 費	1,753	5,630	6,394	7,156	7,920
雑	費	I	20,029	25,787	34,876	43,956	53,045
雑	費	II	14,906	43,170	50,289	57,420	64,550
合		計	108,497	164,565	187,865	211,166	234,477

(注) 1 2~5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和2年4月の費目 別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人 員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」 (令和2年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額 の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

住居関係費・・・・・・・・・・・住居,光熱・水道,家具・家事用品

被 服・ 履物 費・・・・・・・・・・・・ 被服及び履物

雜 費 I · · · · · · · · · · 保健医療, 交通·通信, 教育, 教養娯楽

雑 費 Ⅱ・・・・・・・・・ その他の消費支出(諸雑費,こづかい(使途不明),

交際費, 仕送り金)

第4部 労働経済関係資料 第22表

							労	働	経	済
項	 		4	年 月	平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月
物	消到	費者物価指数	全 国	前 同月比 (%)	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2
価価		(総合)	仙台市	前 同月比 (%)	1.0	0.8	0.8	0.5	0.5	0.4
画	国	内企業物価指	数 (全国)	前 同月比 (%)	1.3	0.6	△ 0.2	△ 0.7	\triangle 0.9	△ 1.1
				金 額(円)	301,136	300,901	276,882	288,026	296,327	300,609
	消	全世帯	全 国	前 年 同月比 (%)	2.3	7.0	3.5	1.6	1.3	10.8
生	113			金 額(円)	301,708	281,333	257,002	253,650	301,043	306,552
計	費		仙台市	前 同月比 (%)	△ 2.9	13.3	△ 10.0	△ 2.4	\triangle 4.2	23.3
μι	支			金 額(円)	337,164	332,273	308,425	321,190	325,516	329,655
費	出	勤労者世帯	全 国	前 年 同月比 (%)	0.7	6.4	5.6	3.6	1.7	8.9
				金 額(円)	331,251	306,237	276,534	279,086	314,700	305,434
			仙台市	前 年 同月比 (%)	1.6	20.1	9.6	1.8	△ 7.1	14.5
	常 (30	用 雇)人以上調查	用 指 数 産業計・全国)	前 年 比 (%)	1.1	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5
雇用	完	全 失	業率	全 国(%)	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.4
	有	効 求	人 倍 率	全 国(倍) 宮城県	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58
生				(倍)	1.67	1.65	1.64	1.63	1.61	1.61
産	新-	工業生産指数:	全 国	前 同 月 (%) 前 年	△ 0.7	△ 1.9	△ 3.9	0.8	\triangle 5.5	1.2
	2141 —		宮城県	前 同月比 (%)	△ 6.7	△ 9.9	\triangle 6.5	△ 2.9	\triangle 9.4	0.2

⁽注) 1 「消費者物価指数」,「国内企業物価指数」,「常用雇用指数」,「鉱工業生産指数」の前年同月比は,平成27年=100とした指数を基礎 2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は,季節調整値である。

指標 (その1)

10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	総務省
0.4	0.5	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.4	0.2	
△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	$\triangle 0.5$	$\triangle 2.5$	△ 2.8	△ 1.6	日本銀行
279,671	278,765	321,380	287,173	271,735	292,214	267,922	252,017	273,699	
△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	\triangle 5.5	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	
256,306	246,778	307,795	295,469	222,030	255,233	259,933	241,781	239,582	
\triangle 0.5	△ 11.3	2.1	5.4	\triangle 8.5	\triangle 8.6	△ 13.8	△ 14.1	△ 6.8	総務省
305,197	303,986	345,370	312,473	303,166	322,461	303,621	280,883	298,367	(家計調査)
△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	
271,337	267,986	351,824	316,228	255,125	297,798	322,505	275,766	252,841	
2.4	1.8	11.4	△ 0.8	△ 1.8	0.3	$\triangle 2.6$	△ 10.0	\triangle 8.6	
1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2	厚 生 労 働 省 (毎月勤労 統計調査)
2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8	総 務 省 (労 働 力 調 査)
1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	刀削
1.60	1.60	1.60	1.48	1.46	1.35	1.33	1.26	1.21	(一般職業 紹介状況)
△ 8.2	\triangle 8.5	△ 3.7	△ 2.4	△ 5.7	\triangle 5.2	△ 15.0	△ 26.3	△ 18.2	経済
△ 9.4	\triangle 0.6	\triangle 1.2	△ 0.8	$\triangle 0.4$	\triangle 2.1	$\triangle 0.6$	△ 8.3	\triangle 7.5	

としている。

労 働 経 済

_ 項	月			年 月	平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月
			全国	金額(円)	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936	295,976
		まって支給する		前 同月比 (%)	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1
	給 (30人以上調	与 周査産業計)	台林	金 額(円)	273,016	267,351	270,120	271,124	265,714	263,180
			宮城県	前 同月比 (%)	0.0	△ 0.9	△ 0.5	0.7	△ 1.5	△ 2.3
			常用	金 額(円)	273,350	269,438	272,409	271,611	271,279	271,804
賃	所 定 内	全 国	労働者	前 同月比 (%)	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.2	0.2
金	給 与	书 . 图	一般労働者	金 額(円)	330,833	325,220	328,652	328,509	328,183	329,297
・労	。 3 0 人			前 同月比 (%)	0.8	0.2	0.7	0.4	0.7	0.7
働	以 上		常用	金 額(円)	249,198	244,553	248,170	247,273	242,969	240,035
時	調査産業	宮城県	労働者	前 同月比 (%)	△ 0.0	△ 1.3	△ 0.6	△ 0.3	△ 2.1	△ 3.3
間	業計)	呂姒宗	一 般	金 額(円)	295,610	289,233	293,199	291,824	288,796	285,293
			労働者	前 年 同月比 (%)	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.6	$\triangle 1.5$	△ 2.9
	総実労	3		全 国 (時間)	148.7	141.4	147.4	150.1	141.6	142.5
	(30人以	30 人 以 上 調 査 産 業 計)			151.2	144.0	151.0	154.2	144.1	146.7
	所定外			全 国(時間)	13.1	12.4	12.3	12.3	11.6	12.2
	(30人以上調査産業計)			宮城県(時間)	12.7	11.7	11.9	12.2	11.6	12.6

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎としている。また、「所定内給
 - 2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家く)」〕のことをいう。
 - 3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。
 - 4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よ

指標 (その2)

10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762	287,291	291,040	
0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.2	
267,779	271,211	269,509	269,763	269,479	273,035	271,267	260,411	268,499	
△ 1.3	△ 0.3	0.1	△ 0.7	0.5	1.6	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.7	
272,957	271,882	271,840	269,069	269,158	269,891	273,009	268,674	272,318	
0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0	
330,798	329,255	329,532	327,105	327,213	328,648	330,414	324,585	327,790	
0.7	0.5	0.7	0.6	0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	厚 生 労 働 省
244,510	246,340	246,110	247,810	247,330	251,196	249,949	243,099		(毎月勤労 統計調査)
△ 1.6	△ 1.2	△ 0.0	△ 0.3	1.3	2.8	0.3	△ 0.6	0.9	
289,275	290,780	290,659	293,821	294,469	298,014	296,222	285,977	294,231	
△ 2.3	△ 1.6	△ 0.4	0.1	1.9	2.5	0.2	△ 1.1	0.4	
146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3	
151.0	153.4	149.1	142.6	144.7	147.2	149.1	132.0	149.8	
12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3	
12.7	13.3	12.4	12.3	12.4	11.8	10.6	8.0	10.6	

与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

[・]熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売業,小売業」,「金融業,保険業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専事サービス業を除く)」,「教育,学習支援業」,「医療,福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除

り短い者)を除いた労働者をいう。